



Title	蝦夷通詞・上原熊次郎の江戸：御書物同心への異動と天文方出役をめぐって
Author(s)	谷本, 晃久
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 151, 1(右)-52(右)
Issue Date	2017-02-28
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.151.r1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64722
Type	departmental bulletin paper
File Information	151_02_tanimoto.pdf



蝦夷通詞・上原熊次郎の江戸

——御書物同心への異動と天文方出役をめぐって——

谷 本 晃 久

はじめに

本稿の課題は、近世日本のアイヌ語通訳である蝦夷通詞が、文化・文政期に幕府の対露交渉や天文方における外国語翻訳・研究事業に果たした役割につき、個別実証的に考察を加えることにある。考察の対象は、板行された初のアイヌ語辞書である「蝦夷方言藻汐草」の共著者で、松前や箱館に抑留されていたロシア海軍大尉ゴロヴニン・*Михайлович Golovnin*との通訳に従事（文化八（一八一）年～一〇年）したことで知られる上原熊次郎有次（？～一八二七）の履歴に置く。なお、幕府とゴロヴニンとの交渉（意思疎通）は当初、熊次郎と、ゴロヴニンが伴った千島アイヌであるアレクセイ（アイヌ名シコケシフシユ）とを介し、アイヌ語により行なわれたことは、もっと知ら

れてもよい。

蝦夷地場所請負商人の手代から、アイヌ語・アイヌ文化に関する学知をもつて幕臣に抱えられた熊次郎の履歴についてはこれまで、金田一京助・佐々木利和らにより松前奉行廃止までの期間についての考証が果たされてきたが、それ以後については知られるところがなかった。本稿では、松前奉行廃止後に江戸へ異動したこと、ならびにその客死の経緯を解き明かし、その意義について考えをめぐらせてみたい。もつて、ゴロヴニンとの通訳で示された蝦夷通詞の力量、延いてはその際に獲得されたロシア語能力が、幕府内部、具体的には天文方で、どのように評価され活用されたかという点につき、明らかにしたいと考える。このことは、一八世紀末〜一九世紀初頭における幕府外交の転換に伴うその人的資源の整備と組織化の実態を、この時期の天文方が担った翻訳・外交業務^①に関する機能の意義に即しつつ、個別具体的に検討することにも通じていくものと考ええる。

一 上原熊次郎の松前蝦夷地

—— 同心登用と職階の上昇 ——

かつて金田一京助は、近世、延いては前近代における最高水準のアイヌ語学者として上原熊次郎を評価し、「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」という一文を草した^②。金田一は「蝦夷方言藻汐草」（文化元年白虹斎〔最上徳内〕序・刊本）、「蝦夷語集」（稿本）といったアイヌ語辞書の著者として上原を位置付け、その言語学的水準を示した。のみならず、ゴロヴニン「遭厄日本紀事」に拠りながら、ゴロヴニンと松前奉行との意思疎通につきアイヌ語を媒介とし

て担った通詞として、熊次郎を「紛糾錯綜した国際間の問題に通訳となつて斡旋努力」した「北門の功勞家」⁽³⁾と評価する。そのうえで、松前奉行組同心の村上貞助一貞や幕府天文方から派遣された高橋作左衛門景保手附の馬場佐十郎貞由・足立左内信頭らとともにゴロヴニンからロシア語を学んだ存在としてもスケッチしている。

熊次郎の履歴につき金田一は、最上徳内による「渡島筆記」を引用し、①熊次郎が松前に生まれた和人であること、②場所請負商人の手代である番人出身で多年蝦夷地に生活したこと、③文化九年（一八一二）頃には松前奉行組同心に抱えられていたこと、等を記す記事を紹介した。そのうえで、②とともに記事中に熊次郎がアイヌ口承文学ユーカラ・yukara に用いられる雅語にも通じているとする部分に着目し、「多年アイヌ語に熟達」し「普通の通辞の中でも殊に出色の通辞だった様子もこれでよくわかる」と評価した。⁽⁵⁾しかしその身分については、③の記事を紹介しながら、「文化年度の松前奉行所に蝦夷通詞上原熊次郎といふ人が居る」と述べるのみで、検討を及ぼすことをしなかった。この問題に歴史的な関心から考証を加えたのが、佐々木利和である。⁽⁷⁾

佐々木は同時代史料に現れる熊次郎の記述を丹念に拾い整理し、おおむね次のような履歴を復元している。⁽⁸⁾

寛政三年（一七九二） 東蝦夷地クスリ（釧路）場所通詞

寛政一〇年 東蝦夷地アプタ（虻田）場所支配人兼通詞

文化四年（一八〇七） 五月以前、松前奉行組同心（「地役」、ソウヤ（宗谷）在勤か

文化八年 七月以降、松前にてゴロヴニンとの通訳に従事。

文化一〇年 六月、松前奉行支配吟味役高橋三平重賢・同柑本兵五郎祐之らとともにクナシリ（国後）

出張、デアアナ号リコルド船長らとの交渉に際し通訳に従事

「テスケとクマジエロは後に翻訳の仕事とロシア語習得への熱意を評価され、それぞれ昇進した。テスケはシトヤク、クマジエロはサイジユ（秘書）の職に任じられた」（ゴロヴニン『日本幽囚記』Ⅱ）

八月、ゴロヴニン箱館移送（二九日解放）に伴い箱館在勤。

文化一一年

五月、松前奉行服部備後守貞勝に従い江戸出府（「在住勤方」）

文化一二年

一二月、クナシリ詰（文化一四年）

文政二年（一一八一） 西蝦夷地イシカリ（石狩）場所の千歳川筋で生じたアイヌの漁獵権騒動の調停にあたる。

文政四年

一二月、松前藩復領（松前奉行廃止）決定

文政五年

四月、松前にて松前蝦夷地一円の版図引渡し、熊次郎も従事（「在住勤方」）

ここで明らかにされたのは、松前の町人出身である百姓身分（場所請負商人手代である蝦夷通詞）の人物が、アイヌ語・アイヌ文化に関する学知をもって、土分の松前奉行組同心に新規召抱えがなされているということである。佐々木はこのことにつき、「松前奉行所がアイヌに対して同化政策を進めるために、また（中略）彼らを撫育するために、アイヌ語に通じた人材を必要とした⁽⁹⁾」ことを、その理由として指摘している。

新規召抱えのタイミングは、「宗谷詰合山崎半蔵日誌」文化四年五月一七日条に「落部ノ名主次郎兵衛曰、アフタノ支配人熊次郎地役被（闕）仰付、深山宇平太様召連レ、ソウヤヘ御向ノ由⁽¹⁰⁾」とあるから、それから遠くない以前であったことが窺える。文化四年（一八〇七）は、佐々木が指摘するように、松前藩の沙汰に任されていた松前地西在（松前在）ならびにサハリンを含む西蝦夷地を上知し、松前氏を転封させた年である。やや詳しく述べると、上知決定は三月二二日、版図引渡しは九月二七日、奉行所が箱館から松前へ移転したのは一〇月二四日である。そうであ

るならば、熊次郎が抱えられた当初は、奉行所の松前移転直前期にあたると考えられ、厳密に言えば箱館奉行による召し抱えだったことになるが、おおむね、松前奉行設置・松前蝦夷地一円上知に伴う増員の一環であったと捉えてよいだろう。

横山伊徳によると、このタイミングでの松前蝦夷地一円上知は、幕閣の交代に伴う対蝦夷地政策の変更によるものであったとされる。^⑪すなわち、長崎へのレザノフ来航のさなかに蝦夷地直轄・非開発派の老中首座戸田氏教が没し、ロシア人来航という状況に応じ蝦夷地直轄・開発派の松平信明が老中首座に再登用されたことに伴い、方針の変更がなされた、というのである。上知決定直後の四月二四日には、いわゆる文化露寇事件の第一報が江戸に齎され、以後、それへの対応も急務となっていく。熊次郎召し抱えの時期は、こうした、幕府の対蝦夷地政策の転換のさなかにあり、これに沿った役割が、求められていくことになる。

ここで、熊次郎の松前奉行機構における身分につき、考察を付け加えておきたい。熊次郎が登用された「地役」とは、文化年間の松前奉行の職階を詳細に記録した「松府録」^⑫に「地役御雇者、当時御鷹掛・同心組頭以下地役二当ル」とあり、奉行所機構内部の役職階層を指す呼称であったらしい。そこで、「松府録」によりそれを図示すると、【表1】のようになる。

このうち熊次郎が就いた役職であるが、「松府録」の記す役職手当のなかに「東西蝦夷人御糺之節通詞相勤同心兩人」への手当金百疋という記載があるから、同心（松前奉行組同心）とみてよさそうだ。^⑬とするならば、たとえば石見大森銀山奉行附地役人や大坂東西町奉行組与力・同心のように、現地採用の役人とはいえ、正式な幕臣（御家人）として新規に召抱えられたと捉えてよい。「松府録」にはこの時期の間宮林蔵につき「御雇のもの」と記すが、それに比し

【表1】 松前奉行諸役人一覧

No.	役 名	役 高	役扶持	役料	合力米	手当金	雑用金・支度金	助金	御賜拜領物
1	松浦奉行	2000石高	—	1500俵	—	700両	—	—	御賜拜領物
2	支度吟味役	持高持扶持	—	300俵	—	120両	—	—	金10枚・時服2ツ・羽織
3	支度吟味役格並	高150俵	10人扶持	50両	300俵	90両+別段60両	—	—	金2枚・時服2ツ
4	支度調役	高150俵	10人扶持	—	150俵	90両	—	—	金1枚・時服2ツ
5	支度調役並	高100俵持扶持	7人扶持	—	—	60両	70両	—	金10両
6	支度調役下役元 [※]	高80俵3人扶持	—	10両	—	20両	60両	—	—
7	支度調役下役	高30俵3人扶持	3人扶持	—	—	20両	46両	—	—
8	御庭方	*高70俵5人扶持	—	—	—	8両5人扶持	7両	—	—
9	水主同心出役	*高20俵2人扶持	—	—	—	雑用金共37両	支度銀3枚	—	—
10	在往（高10俵・高300俵以上）	（持高持扶持）	—	—	—	2両1.5人扶持～24両12人扶持	—	—	—
11	在往勤方	切米20俵2人扶持	—	—	—	18両	—	—	—
12	在往勤方並同心組頭 以下・地役御雇之者	切米20俵2人扶持	—	—	—	銀1匁2分/日	—	2分/月	—
13	御雇掛	切米20俵2人扶持	—	—	—	銀1匁2分/日	—	4両	—
14	同心組頭	切米20俵2人扶持	—	—	—	銀1匁2分/日	—	4両	—
15	同心組頭格	切米20俵2人扶持	—	—	—	銀1匁2分/日	—	4両	—
16	同心 a	切米20俵2人扶持	—	—	—	銀1匁/日	—	—	—
17	同心 b	切米15俵2人扶持	—	—	—	銀7分/日	—	—	—
18	御雇之もの 間宮林蔵	御雇給金30両	—	—	—	—	—	—	—
19	御門番	切米15俵2人扶持	—	—	—	銀7分/日	—	—	—
20	ソズ牧士 a	給金6両2人扶持	—	—	—	銀7分/日	—	—	—
21	ソズ牧士 b	給金5両2人扶持	—	—	—	銀7分/日	—	—	—
22	松浦生屋番	給金10両	—	—	—	5両	—	—	—
23	箱館生屋番	給金10両	—	—	—	3両	—	—	—
24	御役所小使 a	給金5両	—	—	—	2両、飯米1升・味噌30匁/日	—	—	—
25	御役所小使 b	給銀3貫文/月	—	—	—	飯米1升・味噌30匁/日	—	—	—
26	水夫	給銀3貫文/月	—	—	—	幕銭3貫文、飯米1升/日	—	—	—
27	御雇下働之者 a	給金2分/月	—	—	—	幕銭3貫文、飯米1升/日	—	—	—
28	御雇下働之者 b	給銀3貫文/月	—	—	—	幕銭3貫文、飯米1升/日	—	—	—
29	松浦生屋下番	給銀3貫文/月	—	—	—	1貫750文・飯米6斗/月	—	—	—
30	イセツ火薬蔵番人	給銀3貫文/月	—	—	—	—	—	—	—
31	御雇医師	御雇給銀7匁5分/日	—	—	—	—	—	—	—
32	御雇医師 泰輔	5人扶持	—	—	—	銀3匁/日	—	—	—
33	松浦家浪人(元松浦家来) a	御扶助扶持3人扶持	—	—	—	—	—	—	—
34	松浦家浪人(元松浦家来) b	御扶助扶持2人扶持	—	—	—	—	—	—	—

出典：「松前録」（函館市中央図書館所蔵、請求番号：K230 シヨ4002／北海道大学附属図書館北方資料室架蔵紙焼製本を利用、請求番号：旧記 1213）。
注：*は「吏徴」下巻（『続々群書類従』第七）に拠った。

でも熊次郎の待遇が正規な士分であつたことが際立つ。同様に「松府録」によると、【表1】とは別にこれまで熊次郎を雇用する側であつた村山や伊達・栖原（田中・北村）・阿部屋といった松前や箱館・江戸の名だたる大商人が「地役御雇」として「浜方御收納方元ヰ」や「御用達」・「御用聞」に任用され、会所運営に参与せしめられているが、これは「松前浜方御收納方元ヰ見習」であつた村山伝兵衛が松前町年寄兼帯での登用であつたことに顕われているように、いわば商人（町人）としての存在を前提としての「御雇」であり、熊次郎のケースとは次元が異なる。佐々木の指摘するように、熊次郎のアイヌ語能力を前提とした正式な松前奉行組下の地役人登用は、幕府の松前蝦夷地支配が直面した課題に則した施策と捉えてよいだろう。

熊次郎のちに就いた「在住勤方」は「地役」以上の格にあたるから（【表1】No.11）、ゴロヴニンが指摘するように、それは職階上の「昇進」を果たしたと捉えてよさそうだ。松前奉行支配の吟味役や調役、あるいは江戸からの出役（出向）である御徒や水主同心あるいは在住（非役旗本・御家人・部屋住よりの出向）と肩を並べる、いわばキャリア組の末端に連なる格式を、熊次郎は得たのである。のちに熊次郎が江戸に異動し得た背景には、こうした職階の上昇が大きく与つていた。もともと、後に熊次郎が御書物同心へ移動する際の肩書は「松前奉行組同心、在住勤方」（後述）であつたから、昇進とはいつても役名は変わらず、その帯びる格式と待遇（役高は切米二〇俵二人扶持で同様、手当金が六両から一八両で三倍増）が、「翻訳の仕事とロシア語習得への熱意を評価され」て上昇したものと捉えられる。

異文化に属する学知を理由に町人から幕臣へ身分移動がなされる事象は、同時代にあつては長崎の町人（＝百姓身分）である阿蘭陀通詞から天文方手附として蘭書（蛮書）和解御用にあつた馬場佐十郎の例がある¹⁴。また、同じく

百姓身分（場所請負商人手代）の蝦夷通詞がその学知をもつて幕臣に登用されたのは、幕末の蝦夷地第二次幕領期にみえる、山丹通詞でもあつた清水平三郎の例がある。⁽¹⁵⁾よつて熊次郎の登用も、唯一無二の特例とは捉えられない。それでも、佐々木の整理した履歴からは、熊次郎の学知の、いわば二重性・二面性が浮かび上がってくるようだ。すなわち、佐々木の指摘する対アイヌ政策に資するための登用であるという側面とともに、ゴロヴニンとの通訳で示されたような、対ロシア政策に資するための登用であるという側面を、ふたつながら一身に負っていると捉えられるのが、熊次郎の登用の特色であろう。

熊次郎のアイヌ語能力やアイヌ文化に関する素養については、既にふれた金田一、佐々木ならびに田中聖子に加え、佐藤知己によるアイヌ語学の分野からの高い評価があるから、⁽¹⁶⁾ここでは屋上屋を架すことはしない。ここで整理しておきたいのは、ゴロヴニンとの通訳や露文翻訳で示された、ロシア語の解読能力についてである。なぜなら、本稿で新たに提示する、松前奉行廃止後の江戸における熊次郎の履歴は、こうした能力を前提にしなければ解釈することが難しいからである。

二 「御書物方日記」にみる熊次郎の履歴

上原熊次郎のロシア語解読能力を述べる前に、ここで、松前奉行廃止後の熊次郎の履歴につき、新出史料を基に、その概略を述べてみたい。新出史料といったのは、新発見の史料というわけではなく、いずれも史料保存機関に所蔵され公開されているものである。佐々木利和がかつて「文化一四年以後の熊次郎に関する記録は今のところ見いだせ

ない¹⁷⁾」といい、その後文政五年（一八二二）の松前藩復領引継事務取扱までの事跡を加えたが、この事跡（＝松前奉行廃止）を下限として以後の履歴が、これまで知られていなかったがために、それを示す史料という意味で「新出史料」と表現したところである。

松前奉行廃止後の熊次郎の履歴を記すのは、二点の記録である。一点目は、幕府紅葉山文庫を管理した御書物会所の日記、「御書物方日記」であり、国立公文書館内閣文庫（東京都千代田区）の所蔵にかゝる¹⁹⁾。二点目は、弘化年間に降ししば蝦夷地を踏査したことで知られる松浦武四郎の旧蔵にかゝる「蝦夷語集序」がそれであり、松浦武四郎記念館（三重県松阪市）所蔵「松浦武四郎関係資料」（国重文）に収められている²⁰⁾。

実は両者とも、熊次郎の履歴と関連してまったく紹介されてこなかったというわけではない。「御書物方日記」については、熊次郎が御書物同心に任用された文政五年九月一八日の記事に限ってではあるが、既に氏家幹人により翻刻・紹介がなされている²¹⁾。また、「蝦夷語集序」については、その存在が『松浦武四郎関係歴史資料目録』に掲載されており、さらに谷澤尚一により提供されたそのゼロックス複写が、北海道大学附属図書館北方資料室架蔵の「蝦夷語集」（内閣文庫本のマイクロフィルム紙焼製本²³⁾）に添付されている。しかしながら、これらの情報は、これまで活用されてきておらず、松前奉行廃止後の熊次郎の履歴は、整理紹介されぬままだったのである²⁴⁾。

このうち、一次史料である「御書物方日記」に即して、年代記風に摘記すると、次のようになる。

文政五年（一八二二） 九月一八日、松前奉行組同心在住勤方より御書物同心へ異動。二〇俵二人扶持。元松前奉行組同心吉川克蔵と同時申渡。但し、「過人（臨時定員増）」としての措置。

一〇月一七日、「借地願書」を御書物奉行へ差出。
二月一〇日、御書物奉行を通じ、「屋舗見立願」を若年寄へ差出。
正月二七日、御書物同心から天文方高橋作左門景保手附へ当分出役申渡。出役中増扶持三人扶持。

文政一〇年

七月一四日、代官柑本兵五郎祐之に帯同し伊豆諸島巡察中、大島で発病。
七月一七日、相模国浦賀に引き揚げ療養。

七月 晦日、養生叶わず病死。

八月 三日、柑本より高橋宛の熊次郎病死を知らせる書簡ならびに忤鉄次郎跡御番代り

願書等が御書物会所に到来。

八月 四日、熊次郎病死届ならびに忤鉄次郎跡御抱入願を若年寄へ進達。

八月 六日、鉄次郎へ熊次郎病死手当銀が下される。

一二月二八日、鉄次郎へ父熊次郎の明跡（御書物同心）へ二〇俵二人扶持で御抱入が許される。併せて、見習い出勤は明けて一〇日後からとするよう指示。

すなわち、熊次郎は松前奉行廃止のほぼ直後、異動というかたちで、御書物同心（御書物奉行組同心）となり江戸へ出、その約四か月後に高橋景保の手附として御書物同心を本務としつつ出役し天文方高橋役所に勤務。四年半後に関東代官柑本兵五郎による伊豆諸島巡察へ随行中、病を得て没したことになる。蝦夷通詞出身の上原熊次郎は、

文政五年から一〇年にかけての五年間、江戸で確かに御家人としての履歴を重ねているのである。この履歴は、何を意味するのか。

三 江戸勤役の背景

——天文方高橋役所による評価——

上原熊次郎有次が江戸に異動し、御書物同心を本務とし天文方出役を命ぜられた背景を考える際に大きな手がかりとなるのが、熊次郎の二つの著述である。ひとつは江戸赴任以前、松前奉行組同心時代に編集に参画した「魯語文法規範」⁽²⁵⁾がそれであり、いまひとつは江戸赴任後に編纂に取り組み未完に終わった「蝦夷語集」⁽²⁶⁾がそれである。このうち、前者についての熊次郎のかかわりにつき、本節では検討を加えていく。

「魯語文法規範」は、我が国初のロシア語文法書として知られる著述で、その著者は、「馬場貞由述・足立信顯参考・上原有次校閲」と記される。先行研究でしばしば問題とされるのは、ゴロヴニンによる熊次郎のロシア語能力に関する低い評価と、「魯語文法規範」への参与や継続して従事した公文書露文和訳の成果との乖離であり、その整合性についてである。

まず、ゴロヴニンによる熊次郎のロシア語能力に関する低い評価についてみていく。露暦一八一一年九月末に、ゴロヴニン一行は松前へ至った。その間、同年八月八日（文化八年七月二日）の箱館逗留後からは、熊次郎が通詞として随伴することとされている。⁽²⁸⁾その後、「一〇月の後半二週間」に、ゴロヴニンと熊次郎は、松前の獄舎で、千島アイ

ヌのアレクセイを介してクナシリへの来航意図や抑留事件に関する陳述書の翻訳・作成作業に従事することとなった。⁽²⁹⁾ 夙に金田一京助が着目し詳細に紹介したように、⁽³⁰⁾ ゴロヴニンの記録には、その際に熊次郎が示した、ロシア語習得能力の低さが、具体的に記述されている。しかしながらそれは、あくまでも習得能力の低さ、とりわけ後にゴロヴニンが接した村上貞助一貞や馬場佐十郎貞由との比較におけるそれであって、最終的には熊次郎もロシア語を習得したことに変りはない。

「魯語文法規範」成立の過程についても、次のような経緯をとっている。すなわち、駿府町奉行服部備後守貞勝が松前奉行に補され、松前へ赴任した文化一〇年（一八一三）一月に、天文方手附より二名がゴロヴニンからの「魯西亜言語稽古」ならびに「内々御用向」を目的に帯同された。⁽³¹⁾ 「暦作測量御用手伝」のため天文方高橋作左衛門景保手附を命ぜられていた足立左内信頭と、同じく天文方高橋の手附で蕃書和解御用を勤めていた馬場佐十郎貞由とが、それである。

足立左内は大坂御鉄炮奉行組同心から、その学知をもって改暦御用、次いで暦学御用・暦作測量御用手伝を命ぜられ文化六年四月に江戸の天文方高橋手附出役となり、のち文化九年七月に異例の異動（江戸の二丸火之番へ異動し天文方高橋手附へ出役）を遂げ、のち高橋失脚後の天保六年（一八三五）一月に天文方に登り詰めた人物である。⁽³²⁾ また、馬場佐十郎は先にも触れたが、その語学力をもって文化五年三月に長崎阿蘭陀通詞から天文方高橋手附への出役を命ぜられ、松前派遣と時を同じくして天文方高橋支配の同心として、これも異例の新規召抱えとなった人物である。いわば、即戦力としてゴロヴニンのもとへロシア語習得のために派遣されたわけである。

足立や馬場がこの時期にロシア語習得を目的として松前へ派遣されたのは、ラクスマンやレザノフの来航、あるいは

は文化露寇事件といったロシアの接近に対応した、当時の幕府の政策があった。ゴロヴニン抑留に先立つ文化六年（一八〇九）二月に、幕府は天文方高橋手附の馬場へ「^{（ロシア）}魯西亞・^{（アングリア）}暗危利亜文字修行稽古」を命じ、次いで同年九月には同じく馬場へ「蕃字稽古世話役」が申し付けられている。³⁴ こうした任務の下で、馬場はゴロヴニン抑留後の文化九年一月に、ゴロヴニンらに宛てたデアナ号艦長リコルドからの露文書簡の和訳である「魯西亞文大意和解」ならびに「魯西亞大意和解」を作成し、その期待に込めている。³⁵ ゴロヴニン抑留のあった時期、江戸では既に天文方によって、ロシア語理解のための体制が整えられつつあったのである。

しかしながら、当時ロシア語理解を進めるには、テキストや情報の不足という、大きな困難を伴った。そのようななかで、馬場は上記の成果をまとめるにあたり、リコルド書簡を構成する露文単語を抜粋のうえシャツフルし、その蘭文・英文・仏文による逐語訳を松前のゴロヴニンへ求めることにより、翻訳を完成させている。馬場が翻訳を完成させた翌月の文化九年二月一八日に、リコルド書簡に対する上原熊次郎の訳文である「松前奉行同心上原熊次郎魯西亜書簡通弁書」が参考のため馬場に提供された。馬場は、熊次郎の訳文につき、次のように述べている。

上原熊次郎訳文、得^与拝見仕候処、宜敷出来仕、委敷相分り申候、尤、先達^而私^方奉差上候大意和解とハ少々充之相違御座候得共、主意^者格別之間違も無之哉と奉存候、³⁶

すなわち、オランダ語・英語・フランス語を介するという迂遠な方法を取り、漸くリコルド書簡の和訳を完成させた馬場にとって、熊次郎の訳文は、十分高く評価できる水準に達していると認識されたものと捉えてよいだろう。こ

これにおいて、馬場、延いては高橋景保をはじめとする幕府天文方高橋役所は、アイヌ語を介して獲得された熊次郎のロシア語能力に一目置き、また、注目をよせたと考えられるのである。

それは、足立と馬場が松前へ派遣されてからも同様である。ゴロヴニンの記録によると、服部に従い足立・馬場ならびに村上貞助が松前へ着任するや、吟味役高橋三平は熊次郎を介し、ゴロヴニンへ「首都からきた学士院会員とオランダ語通訳にロシア語と二人が希望する他の学問の授業を授けてやって欲しい」との意向を伝えた。ゴロヴニン側は、自らの身柄の処遇についての幕府の方針の説明を求め、それが叶えられると、学士院会員（足立）・オランダ語通訳（馬場）へロシア語や数学・幾何学等の教授をはじめた。『日本幽囚記』IIによると、それは、ゴロヴニンが服部新奉行と面会した三月二十七日（露暦、和暦では三月八日）頃から、一行が八月二〇日に箱館へ移送され、迎船ディアナ号艦長リコルドへ引き渡された九月一六日の直前までの半年にわたり、継続された。

ここで注目されるのは、ゴロヴニンがこの間の日々につき、次のように記していることである。

貞助^{テスケ}と熊次郎^{クマジエロ}は、常に学士院会員とオランダ語通訳を伴って訪れた。彼等は午前中一杯か、時には終日を私達と共に過ごした。⁽³⁸⁾

すなわち、足立と馬場がゴロヴニンから教授を受ける際、村上と熊次郎が常に同席していた、というのである。この半年間のうち「四か月以上」をかけて、ゴロヴニンは「ロシア語の文法書」を著した。ゴロヴニンは、「日本人達は熱心に私の原稿の翻訳を進め、まもなく訳業を完成した」と記す。その際、「貞助^{テスケ}と馬場佐十郎^{ババサジエロ}、特に馬場^{ババ}は瞬時に文

法の規則を理解したが、暗記する時間までなかった」とも記す。⁽³⁹⁾

ここでいう「ロシア語の文法書」の「翻訳」は、のちの「魯語文法規範」の原稿となったとみてよいだろう。先にみたように、同書に「馬場貞由述・足立信顕^(題)参考・上原有次校閲」とあるから、「翻訳」の中心を担ったのは馬場佐十郎であり、足立左内がそれに参与し、上原熊次郎が校閲にあたった、とみてよいだろう。松前における天文方高橋手附によるゴロヴニンからのロシア語習得の現場に、熊次郎が積極的に参加していることは、明白である。とりわけ馬場は、既に江戸で熊次郎の訳文に接し、そのロシア語能力を高く評価していたから、この松前・箱館での半年間は、熊次郎の実力を目の当たりとした期間であつたことになる。熊次郎と天文方高橋手附との協業は、こうして開始されたものとみなされる。

こうした協業は、幕府の評価するところとなつたようだ。足立左内の履歴をみると、松前到着後の文化一〇年三月二〇日に二人扶持分の増扶持となり、ゴロヴニン釈放を受けた同年二月九日の帰府後の同二八日には「於松前骨折」を理由に白銀一〇枚が下されている。馬場佐十郎も同様に褒せられたことが知られる。そして、村上貞助と上原熊次郎については、先にも触れたようにゴロヴニンが次のように記している。

貞助^{テスケ}と熊次郎^{クマジエロ}は後に翻訳の仕事とロシア語習得への熱意を評価され、それぞれ昇進した。貞助^{テスケ}は下役^{シトヤク}、熊次郎^{クマジエロ}は在任^{サイジユ}(秘書)の職に任じられた。⁽⁴⁰⁾

すなわちゴロヴニンは、村上と熊次郎の昇進を、天文方高橋手附との協業を含んだ功績が評価されてのものと認識

している。⁽⁴¹⁾これにより村上と熊次郎は、「地役」（現地採用）である松前奉行組同心から、それぞれ支配調役下役・在住勤方へと、帯びる格式をともに上昇させているのである。ここにおいて村上とともに熊次郎についても、そのロシア語能力が公的に評価されたものと捉えてよさそうだ。

上原熊次郎と天文方高橋手附との協業は、ゴロヴニン釈放後も継続したものと考えられる。江戸帰府後の足立には、文化一〇年の年末頃に「魯西亜辞書取調御用」が命ぜられている。⁽⁴²⁾ここである「魯西亜辞書」とは、ゴロヴニンから足立・馬場が貰い受けた仏露辞典を指すものと考えられる。一方熊次郎は、翌文化十一年五月一二日、奉行服部貞勝に従い松前を出立し、六月一二日に江戸に至った。⁽⁴³⁾その後の動静は判然としないが、翌文化十二年一月には東蝦夷地クナシリ（国後島）に在勤しているから、⁽⁴⁴⁾在府は一年程度の期間だったと推測される。この時期は、足立による「魯西亜辞書取調御用」が進められていた時期に重なる。この時期に熊次郎が出府せしめられた理由として、馬場の主導した「魯語文法規範」の成稿とともに、こうした事業への協力があつた可能性を、ここでは指摘しておきたい。

このように、松前における上原熊次郎のロシア語能力は、「蕃学稽古」の実務担当者としての天文方高橋手附との協業が十分果たされる水準に達していた。それと同時に、ゴロヴニンとの通訳や、村上貞助とともに従事した露文書簡・文書の和訳の能力も、馬場が評価する水準に達しており、リコルド宛松前奉行支配吟味役書簡に代表されるように、継続して従事せしめられるものと幕府当局は評価し、結果として身分の上昇に帰結する評価を得ている。ここにおいて熊次郎は、傑出したアイヌ語通詞としての評価とともに、当時数少なかったロシア語能力の比較的高水準の保持者として、実務的にも公的にも認識されたものと判断される。そしてこうした評価が、のちに江戸への異動を果たす前提となったと考えられるのである。

四 江戸勤役の実際①

——天文方高橋役所出役の経緯——

アイヌ語能力を以て松前奉行組同心に抱えられ、ロシア語能力の獲得により在住勤方へ昇進した上原熊次郎に求められたのは、その両者に関する任務であった。文化一〇年（一八一三）六月から七月にかけ、ゴロヴニンを迎えにクナシリへ来航したディアナ号の応接のため、熊次郎は松前奉行支配吟味役高橋三平重賢・同柑本兵五郎祐之・ゴロヴニン一行の水夫シマノフ・同じく通詞で千島アイヌのアレクセイらとともに松前からクナシリへ出張し、リコルド艦長らとの交渉に際し、通訳に従事した。⁽⁴⁵⁾ゴロヴニン帰国後は、先述した江戸出府をはじめとする異国船来航に備えての役務といつてよい。いづれも、熊次郎のロシア語能力や異国人応接の実績に期待しての役務と捉えられる。

一方、「異国境」に在勤していなかった期間、たとえば文政二年（一八一九）には、西蝦夷地イシカリ場所と東蝦夷地ユウフツ場所の境界地域にあたる千歳川筋で生じたアイヌの漁獵権騒動の調停にあたっている。⁽⁴⁷⁾これなどは、アイヌ語通詞としての素養を活かした役務といえる。

このように、アイヌ語に通曉し、併せてロシア語に通じた熊次郎の存在は、松前奉行にとり甚だ重宝なものであり、熊次郎にとってみればその能力をいかんなく発揮できる場として、松前奉行の役務はあったものといつてよい。しかし、文政四年（一八二一）二月に水野忠成の幕閣は、松前蝦夷地一円を松前家へ還付する決定を為す。これにより、

松前蝦夷地における熊次郎の幕臣としての活躍の場は、失われることとなった。松前奉行から松前氏へ松前蝦夷地一円の版図が引き渡されたのは、翌文政五年四月一三日のことである。

さて、その後の上原熊次郎の動向につき、やや詳しく述べていきたい。松前藩復領に伴い、松前奉行衆はじめ役々の多くは、江戸へ引きあげた。たとえば、熊次郎とともにクナシリでリコルドの応接にあたった高橋三平重賢は松前奉行に昇進していたが、復領に伴い長崎奉行に転じている。また、熊次郎とともにゴロヴニン釈放に際し箱館への護送を担当した支配調役並の松田伝十郎元敬は、勘定奉行支配勘定に転じた。そして、熊次郎の同役といってよい支配調役下役の村上貞助は、勘定奉行支配普請役に転じることとなった。

こうしたなか、冒頭で述べたように、上原熊次郎は御書物奉行組同心(御書物同心)に転じている。「御書物方日記」は、このことにつき、文政五年九月一八日条に、次のように記す。

一、当御番御目付中^(續村繁良、若年寄)右駿河守殿御渡御書付差越候、左之通、

使 山王勘次郎

松前奉行組同心

在住勤方

上 原 熊次郎

右、御書物同心申渡候、尤、遠山左衛門尉可被談候、

元松前奉行組同心

吉川 克 蔵

右、御書物同心江式拾俵式人扶持之高ニ而可被入抱候、尤、兩人とも過人ニいたし度、追而明有之候ハ、減切ニ可被致候、

右ニ付、明十九日朝五ツ半時、作左衛門宅高橋景保、御書物奉行兼天文方ニ引渡有之候様、遠山左衛門尉江張紙遣ス、御書付包之、是又差遣ス、世話役木下伊右衛門罷出候様、是又申渡置候、

すなわち、御書物奉行を管掌する若年寄から、上原熊次郎と吉川克蔵を御書物同心とする旨の「書付」が御書物会所へ届いたのである。両名の身柄の引き渡しは、翌日に御書物奉行兼天文方の高橋景保宅にて行うという。勘定奉行遠山景晋が介在しているのは、熊次郎が形式上現役の松前奉行組同心在住勤方であり、「明し松前奉行組同心上原熊次郎」との表記がある(48)、勘定奉行が松前奉行に代わり、支配頭として振る舞う必要があったためと考えられる。熊次郎と異なり吉川が新規抱え入れとされているのは、吉川の身分が「地役」(現地採用)であつたから、いったん召し放ちとしたうえで、新たに抱え入れるというかたちをとつたためであろう。

熊次郎は異動、吉川は新規召抱えであるという形式上の違いはあるが、兩人ともに二〇俵二人扶持という同高での待遇であり、なおかつ「過人」としての採用であつたことがわかる。「過人」とは、「追而明有之候ハ、減切ニ可被致候」とあるように、御書物同心の定員を増員するのではなく、いわば臨時定員増としての扱いであるようだ。(49)

熊次郎が異動となつた御書物同心は、三人の奉行の下に編成され、当時は二六人の定員となつていた。(51)江戸城紅葉山の御宝蔵におかれた御書物蔵(紅葉山文庫)の管理を職掌とし、そのオフィスは構内の御書物会所に置かれた。三

人の奉行は詰番・加番として二名ずつが交互に出勤し、御書物同心は三ないし五名が交互に出勤する体制をとっていた。文政五年当時の奉行は、川勝頼母広常・高橋作左衛門景保・山角貞一郎久矩であり、このうち高橋は、天文方を兼帯していた。上原熊次郎と吉川克蔵の御書物同心就任は、この高橋の存在に理由があった。なぜなら、この兩人は、御書物同心を本務としつつも、相次いで天文方高橋手附として出役を命ぜられているからである。

まず出役となったのは、吉川である。着任後間もない九月晦日に、若年寄よりの「御書付」が殿中において御書物奉行に下された。その内容は、「吉川克蔵儀、当分天文方作左衛門手附出役可申渡候、尤、出役中三人扶持被下候間、其段も可申渡、是亦作左衛門へも可相談旨、被仰渡候⁽⁵²⁾」というものであった。これを受け、翌一〇月朔日に「吉川克蔵、作左衛門手附被仰付候二付、以書付金蔵立会せ、同人^江申渡候⁽⁵³⁾」という措置が取られた。天文方高橋役所への実際の出仕は、よって、その翌日以降のことであろう。

吉川は、御書物同心就任後わずか二週間ほどで、天文方高橋景保手附として出役となったことになる。御書物会所への吉川の出勤は、一〇月朔日の申し渡し当日を含め、六日間（うち三日間は「見習」のみである〔表2〕）。当初から天文方高橋手附出役を見込んでの召し抱えであったことは、明らかであろう。

吉川は、地図製作に才能があった人物と目され、のちのシーボルト事件の際には、高橋の指示で下川辺林右衛門に命ぜられ、同役二人とともにシーボルトに渡された「日本図^江蝦夷・カラフト・クナシリ^江エトロフ・ウルツフ^江辺追引続三枚之絵図」ならびに「長崎地図」などを作成した罪を問われ、文政一三年三月二六日に「御家人之身分^二而三人共不屈」を理由に、「江戸十里四方追放」の処分を受けている。⁽⁵⁴⁾ その際の吉川の身分は、「御書物同心、高橋作左衛門手附当分出役」であったから、継続してその任に当たっていたものと判断される。

【表 2】 上原熊次郎・吉川克蔵の御書物会所出勤日一覧

出勤日	出勤者		備 考
文政 5 年 9 月 20 日	上原 01	吉川 01	見習
9 月 21 日	上原 02	吉川 02	見習
9 月 22 日	上原 03	吉川 03	見習
9 月 24 日		吉川 04	
9 月 26 日	上原 04		
9 月 晦 日		吉川 05	吉川、天文方高橋手附出役申渡し
10 月 朔 日		吉川 06	吉川本人へ出役申渡し
10 月 2 日	上原 05		
10 月 3 日	上原 06		
10 月 8 日	上原 07		
10 月 14 日	上原 08		
10 月 20 日	上原 09		
10 月 26 日	上原 10		
11 月 3 日	上原 11		
11 月 9 日	上原 12		
11 月 15 日	上原 13		
11 月 21 日	上原 14		
11 月 27 日	上原 15		
12 月 3 日	上原 16		
12 月 9 日	上原 17		
12 月 15 日	上原 18		
12 月 21 日	?(虫損カ)		
12 月 27 日	上原 19		
12 月 晦 日	上原 20		
文政 6 年正月 9 日	上原 21		
正月 27 日	—		上原、天文方高橋手附出役申渡し
正月 28 日	—		上原病氣につき名代長岡へ出役申渡し

出典：「御書物方日記」187・188（国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号257-0002-187・188）

天文方の本務は、いうまでもなく「暦作」のための天文観測にあったが、それから派生し「測量御用」（文化元年〔一八〇四〕四月）、「林大学頭申談じ、蜜書を以地図等仕立」（文化四年一二月）、「林大学頭申談じ、地誌御用のうち異国に携候儀取調」（文化六年一月）が相次いで高橋に命ぜられている。⁽⁵⁵⁾すなわち、天文観測・暦学研究、地理測量・地図製作ならびに「蜜書」研究が、当時の天文方高橋の役務としてあったことになる。これを遂行するため、伊能忠敬（小普請組よりの出役）をはじめ足立左内（二丸火之番よりの出役）・馬場佐十郎（手附専任）ら学知を備えた人材を、手附として編成したとみなされる。吉川も、こうした人材として高橋に見込まれ、組み込まれたものといつてよい。

吉川と同様な経歴を、熊次郎も辿った。御書物同心就任の翌年、「御書物方日記」文政六年正月二七日条に、次のような記事がある。

一、当御番御目付中^右駿河守殿御渡御書付^右壱通到来、右者、上原熊次郎儀、天文方高橋作左衛門手附当分出役申渡候趣、尤、出役中御扶持方三人扶持被下候段、此段も申渡可被下旨被仰渡候、右二付、以書抜同役兩人^江申遣、^{秋山、御書物同心}精一^江郎方以□□申遣候、熊次郎^江も此段申達候よふ致通達候、

吉川と同様、熊次郎へも若年寄植村駿河守より「天文方高橋作左衛門手附当分出役」が命ぜられ、「出役中」は「御扶持方三人扶持」が手当てとして下されることとなったのである。熊次郎の御書物会所勤務は五か月弱、出勤日数は二二ないし二二（うち三日間は「見習」）で、おおむね六日ごとの通勤であった（表2）。当時上原は病気を患って

いたようで、正月九日以降の出勤は確認されない。ゆえに、若年寄からの申し渡しの翌二八日になされた熊次郎本人への申し渡しの際にも欠席し、御書物同心同役の長岡進藏を「名代」とし、そのまま天文方高橋手附へ出役となったのである。

熊次郎の出役の背景には、天文方高橋の役務に関する状況があったものと目される。まず注目すべきは、文政五年七月二七日に馬場佐十郎が死去したことである。馬場は、蜜書和解御用専任の高橋手附を務めており、死去時点でその定員五人中三名（馬場・大槻玄沢・宇田川玄真）が補されていたが、同年中に杉田立卿・青地林宗、翌文政六年に大槻玄幹、同九年に宇田川榕庵が加えられ、定員が充足した⁵⁷。しかし、「暦作測量御用手伝」を本務とした足立を別にすれば、馬場を除き、いずれもロシア語に通じた人材とはいえない。

それに加え当時、高橋には「ロシア人著述之書籍和解校合」の役務が命ぜられていた形跡がある⁵⁸。高橋は、馬場の抜けた穴を埋める必要性に迫られていた蓋然性が高い。吉川が地図作成の技術を期待されたように、馬場や足立との協業の実績のある熊次郎には、そのロシア語能力の活用が期待されていた出役であったと捉えられるのである。足立の履歴によると、熊次郎出役の翌年にあたる文政七年閏八月に、「ロシア文字書」を著述し幕府へ献納していることが知られる⁵⁹。あるいは、熊次郎が即戦力としてそれに関与した可能性もあろう。

いずれにせよ、これ以降、文政一〇年七月晦日の死去までの凡そ四年七か月間を、熊次郎は御書物同心を本務としてつつ、高橋景保の手附として天文方への出役を継続して務めることとなった。高橋はこの間、一貫して御書物奉行と天文方を兼帯していたから、熊次郎は吉川と同様、本務のうえでも高橋の組下にあつたことになる。「御書物方日記」にはこれ以降上原の御書物会所への出勤の記事はみえなくなるから、浅草鳥越の頒曆所御用屋敷（天文台）構内の高

橋役宅⁽⁶⁰⁾（高橋役所）に通勤したものと考えてよいだろう。

五 江戸勤役の実際②

——天文方高橋役所での著述活動——

ここで、御書物同心に異動した上原熊次郎が高橋景保手附として天文方出役を務めていた時期の業績につき、触れておくこととしたい。佐々木利和が考証したように、熊次郎の著作として知られるのは、①「蝦夷方言藻汐草」（「もしほ草」）、②「蝦夷地名考并里程記」、③「蝦夷語集」、④「蝦夷語箋」の四本である。⁽⁶¹⁾このうち、①「蝦夷方言藻汐草」は阿部長三郎との共著で、寛政四年（一七九二）五月四日の自跋と、文化元年（一八〇四）の白虹斎（最上徳内）による序とを伴う版本であり、これは熊次郎の幕臣登用以前の業績である。⁽⁶²⁾また、④「蝦夷語箋」は、上原没後の嘉永七年（安政元年（一八五四））の出版であり、佐々木は「内容からみて熊次郎の関与はなかったと思われる」と指摘している。⁽⁶⁴⁾

一方、②「蝦夷地名考并里程記」（東京国立博物館所蔵⁽⁶⁵⁾）と③「蝦夷語集」（国立公文書館内閣文庫所蔵⁽⁶⁶⁾）とは、いずれも手稿本であり、熊次郎単独の著述とみて間違いない。成立年代は、②「蝦夷地名考并里程記」が文政七年（一月）の自跋を伴う。③「蝦夷語集」は、佐々木により「序跋年記もなく、成立の事情は定かではない」ものの、「文政七年とみるのが妥当であろう」との指摘がなされている。⁽⁶⁷⁾すなわち、②と③が成立したとみられる時期はいずれも、上原熊次郎が高橋景保手附として御書物同心から天文方へ出役し、浅草鳥越の天文台高橋役所へ通勤していた時期にあ

たるのである。

佐々木は②に「求己堂記」（高橋景保）、③に「昌平坂」（昌平黌）の印記が伴うことに着目し、次のように成立と伝存の経緯を推測している。

文政七年に両書が脱稿した際に、出版を意図して、高橋三平なり、深山宇平太を通じて天文方で御書物奉行を兼ねていた高橋景保の許へ持ち込まれた。景保は、蝦夷地図作成の資料として（二）を（谷本注…②「蝦夷地名考并里程記」を）手許におき、地図には直接役に立たない（三）を（谷本注…③「蝦夷語集」を）昌平黌へ送ったのではないか。景保の失脚に伴い、（二）は市井に流れたが、（三）はそのまま昌平坂に留まっていたと考えられる。⁶⁸⁾

おおむねにおいて首肯できる見解であるが、上原熊次郎の江戸における履歴を踏まえるならば、若干の修正を加える必要がある。すなわち、当時熊次郎は直接的に高橋手附であったわけであり、両書が高橋の手に渡るのに、第三者を介在させる必要はない。むしろ、両書は高橋の指揮の下で、熊次郎の役務の一環として編まれたものであったとみるべきだろう。

著作の動機（必要性）であるが、②「蝦夷地名考并里程記」については、当時高橋の役務に「測量御用」の一環として「地図取立」があつたから、佐々木の指摘するように、蝦夷地図作成資料としての必要性に応じたものであつたろう。東京国立博物館本に高橋の蔵書印である「求己堂記」があり、かつ、熊次郎による次の自跋があることは、その著述目的を示唆している。

右^者、松前并東西蝦夷地名、諸場所長夷共^江再応相糺、判断之上、和解仕、尚又、私義伝承り候義も書加へ候得共、其内二^者如何とも難相分り候ヶ所も御座候二付、分明之度、荒増和解仕、奉入御覧候、以上、

文政七壬申年十一月

上原熊次郎^⑦

すなわち、本書は「松前并東西蝦夷地名」の逐次和訳を記した記録であると同時に、「奉入御覧」目的で著述された文書でもあり、その提出年代が文政七年一月である、と判断される。本書の提出先は、当然、当時熊次郎の上司であった高橋景保であるとするべきで、その蔵書印が捺されているのも理解できるのである。

一方、③「蝦夷語集」については、「昌平坂」の印記があり、内閣文庫に引き継がれていることから、佐々木の指摘するように、ある時点で昌平疊の所蔵に帰したものであることは確かである。

昌平疊の所蔵となつた時期についてであるが、高橋景保投獄・小太郎遠島後に高橋役所に残された蔵書が移管された可能性もあるが、佐々木も注目したように、景保の蔵書印である「求己堂記」の印記を伴わないことが気になる。これについては、次節で検討を加える。

高橋と昌平疊との関係であるが、その役務とのつながりで、昌平疊を管掌する林大学頭との間に、当時いくつかの協業を抱えていた。御書物奉行（文化十一年二月着任）の職掌に関しては、若年寄の指示により、林大学頭衡（述斎）との連携で、文化十一年八月より、紅葉山文庫蔵書目録の改訂作業（「御書物重訂」が進められていた。^⑦また、天文方の職掌に関しても、先述した通り、若年寄より、「林大学頭申談じ、蜜書を以地図等仕立申すべし」（文化四年十二月）との指示や「林大学頭申談じ、地誌御用のうち異国に携候儀取調ふべし」（文化六年一月）との指示がなされ

ている。⁽⁷²⁾ 後者については、とくに、「學問所御入用」の内より「御手当金」として年に二〇両ずつが高橋へ下されているから、両者の協業の深さが知られる。林家に命ぜられた「地誌御用」は、結果的には武蔵国・相模国の地誌編纂にとどまったものの、昌平黉には地誌取調所（地理局）が設置され、全国の地誌編纂が目指されたものであったから、「異国」に通ずる幕領蝦夷地もその射程に入っていたものと捉えられ、その参考書としてアイヌ語辞書編纂が求められたと考えるのも不思議はない。⁽⁷³⁾ こうした状況の下で、林家の要請をうけ、熊次郎にアイヌ語辞書の編纂が命ぜられ、近世最大の語彙数を誇る「蝦夷語集」が形づくられた可能性を、ここでは指摘しておきたい。

ともあれ、上原熊次郎の代表的著作といつてよい三つの書のうちの二つが、その江戸勤役中、それも御書物同心を本務として天文方高橋景保手附に出役していた期間になったものであることは、重要である。幕府は熊次郎の学知を、江戸へ異動させることにより、ロシア語のみならずアイヌ語・アイヌ文化に関するものについても、天文方あるいは林家といった学術の中枢へ、著述というかたちで直接提供せしめたと捉えられるからである。幕府にとって上原の学知は、松前藩復領により、蝦夷地の在地支配に資するという方針から、江戸における「異国」方面、とりわけ蝦夷方面に関する情報源として活用する方針へと、その価値が転換しているものと見做されるのである。

六 「蝦夷語集」の成立過程をめぐって

右に述べたように熊次郎が江戸勤役時代に単独で著した「蝦夷語集」（七卷四冊）は、近世最大の語彙数を誇るアイヌ語辞書（日本語アイヌ語辞書）で、語韻順（イロハ順）に整序されたという特色を持つ。語彙数は和語六千六〇〇

語、アイヌ語九千三八〇語⁷⁴で、バチエラー『蝦和英三対辞書』（北海道庁、一八八九年／約二万語を収録）以前では最大の集録語彙数となっており、歴史言語学的にも学説史的にも、注目に値する。内閣文庫本には序跋や年記を伴わないため、成立年は不詳であるが、先に述べたように佐々木利和により、文政七年成立説が提示されている。

その成立の事情を示すのが、「二」で述べた松浦武四郎旧蔵の「蝦夷語集序」である。原漢文（漢文の翻刻は補注に示した）であり、やや意味をとり難い部分もあるが、谷本が試みた読み下しを、まずは左に紹介する。全文が翻刻されるのは、これが初めてである。

蝦夷語集序

大凡彼此の事情に通ずるは、必ず言語より始む。言語通ぜざれば、則ち光被の化、また措く所無し。それ蝦夷の域たるや、北に連なりて諸夷に亘る。蓋し我が後障たらんや。而して北西諸夷の出没・漂到するや、必ず蝦夷に就きて訳を重ぬ。則ち、復し預からずべからざるための講究なり。

吾が友上原有次、松前の人、初め夷語を能くするを以て蝦夷通事となる。時に俄羅斯人^{（オロス）}しばしば北陸に來たり。有次その事を執掌するに勞ありて、松前府^{（松前奉行）}の下吏に転ず。監松前府の治の止まるや、遷りて秘書局^{（御書物奉行）}の吏となる。文政^{（文政一〇）}丁亥春、^{（兵五郎祐、関東代官）}県令柑本君旨を承りて、伊豆七島を巡視す。すなわち請ひて有次を携え往く。往くに及びて有次蝦夷語の稿を止めて去る。その七月、有次疾に罹りて島に没す。

是に於いてか、予、取りてこれを校正し、遂にその嘗て撰するところの蝦夷地名解と并せ、繕ひて之を写し、以て冊と為す。編中二三、疑うべき有るは、また正を取るに就くべき無し。前に藻塩草一書あると雖も、また有

次の手を度々俵りて成るのものにして、ここにその無謬を保つ。

蓋し蝦夷の俗たるや、固より文字なく、千古の蹟も口碑の頼りなり。故に言辞簡素にして、古を守りて失わず。世に一の辞書の設あるなきを惟憾とす。有次夙にこれを憂い、遂に吾韻順に拠り、此の編として作る。蝦夷の辞書あるは、これその嚆矢なり。則ち有次の績、豈に浅々たらざらんや。

天保三年壬辰冬十月

浦野元周 識す

本文に記される上原熊次郎有次の履歴は、江戸への転役を含めほぼ正確であり、また、死没の経緯や年次も同様である。よって、その内容には十分信を置いてよいものと考ええる。

著者の浦野元周（五助、忠卿）は、天文方高橋役所における熊次郎の同僚で、のちに文政十一年（一八二八）のシーボルト事件で、江戸におけるシーボルトの逗留先である長崎屋へ高橋と二度同道したことが「不埒」とされ、「三十日押込」となった人物である。事件当時は「西丸御裏門番之頭男谷彦四郎組同心」を本務とし「高橋作左衛門手附出役」であったから、熊次郎とほぼ同じ身分である。上原久の考証によると、浦野は「諸厄利亜人性情志」（吉雄忠次郎訳）⁽¹⁶⁾の校訂者、「五郎次話」（中川五郎治口書）の編者、「麻田剛立翁伝」の著者として知られ、「景保の秘書に近い関係にあった」形跡があり、また、「天文曆学にもかなり通じるところがあった」とされる。⁽¹⁷⁾浦野は、熊次郎と日常的に接する立場にあり、また、その学知や仕事を理解・評価し得る能力を備えていた人物といつてよいだろう。

浦野の序文から、いくつかの情報を読み取っておきたい。ひとつは、浦野、延いては天文方高橋役所におけるアイヌ語に対する評価である。序文冒頭で浦野は、「北西諸夷」が「蝦夷」に接近してきた場合、必ず「蝦夷」すなわちア

イヌ（アイヌ語）を介して訳を通じるとの認識を記す。そのための「講究」が必要だというのである。アイヌ語を介してゴロヴニン一行と意思疎通をなし、さらにはロシア語能力を獲得した熊次郎の例は、足立や馬場を介して少なくとも天文方高橋役所には積極的に共有されたものであったから、ロシアをはじめとした「北西諸夷」とのコミュニケーション・ツールのひとつとして、実用的にアイヌ語が捉えられていたといつてよいのではないか。

いまひとつは、「蝦夷語集」成立の経緯である。浦野は、熊次郎が文政一〇年春に伊豆七島出張（後述）のため江戸を離れる（『新島村史』によると四月二二日江戸⁽⁷⁸⁾出立）に際して、「蝦夷語」の稿を中止した、と記す。その後熊次郎が島で没した（『御書物方日記』によると、没したのは浦賀で、七月晦日。後述）後に浦野が、残された「蝦夷語」の稿を「校正」し、すでに成立していた「蝦夷地名解」（前述の②「蝦夷地名考并里程記」を指すとみられる）とともに、修繕のうえ写本し、冊子として仕立てた、というのである。浦野によると、熊次郎は「蝦夷語集」の成稿途中で伊豆七島へ出張し、その出張中に没したため、未完の状態で残された稿本だった、ということになる。

実際、内閣文庫本を確認すると、浦野の説明と符合する点が見いだせる。まず、各巻に「上原有次編集」と明記されているものの、佐々木も指摘するように、序跋や年記を伴わない点がそれである。未完の稿本であれば、それを伴っていないのも当然である。また、高橋の蔵書印（「求己堂記」）を伴わないのも、高橋への提出以前の草稿であったとすれば、説明は可能である。

次に、内閣文庫本の構成についてである。内閣文庫本「蝦夷語集」は、七巻からなっており、元亨利貞の四冊に仕立てられている（【表3】）。四冊の表紙には、それぞれ「昌平坂」の印記があるから、近世段階で既に四冊本となっていたことは明らかである。

【表 3】 内閣文庫本「蝦夷語集」（4 冊 7 巻）の構成

外題	冊次	表紙裏書題	巻次・構成（内題）	丁数
「蝦夷語集 元」	第 1 冊	「伊ヨリ加込／蝦夷言語 草稿」	「蝦夷語集巻之一 上原 有次編集」（伊～止）	49 丁半
			「蝦夷語集巻之二 上原 有次編集」（知～加）	46 丁半
「蝦夷語集 亨」	第 2 冊	「與ヨリ久込／蝦夷言語 草稿」	「蝦夷語集巻之三 上原 有次編集」（與～奈）	51 丁
			「蝦夷語集巻之四 上原 有次編集」（良～久＊）	33 丁
「蝦夷語集 利」	第 3 冊	「也ヨリ天込／蝦夷言語 草稿」	「蝦夷語集巻之五 上原 有次編集 自也／至天」	61 丁半
「蝦夷語集 貞」	第 4 冊	「蝦夷語 下」	「蝦夷語集巻之六 上原 有次編集 自安／至女」	46 丁半
			「蝦夷語集巻之七 上原 有次編集 自美／至寸」	55 丁

出典：「蝦夷語集」（国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号：特 095-0003(1)～(4)。

* 第 2 冊巻之四の巻末半丁に「蝦夷語集巻之五 上原有次編集 也之部」があり、第 3 冊冒頭の「也之部」と語韻配列が重複するが、記載語彙は重ならない。

ところが、夙に金田一京助が指摘したように⁽⁷⁹⁾、各冊の表紙裏書には題があり、それぞれ「伊ヨリ加込／蝦夷言語 草稿」（第一冊）、「與ヨリ久込／蝦夷言語 草稿」（第二冊）、「也ヨリ天込／蝦夷言語 草稿」（第三冊）、「蝦夷語 下」（第四冊⁽⁸⁰⁾）と記されている。つまり、「蝦夷語集」として四冊七巻に仕立てられる以前、「蝦夷言語」もしくは「蝦夷語」と題された「草稿」があったことになる。また、「蝦夷語 下」（第四冊）とあることから、上下二冊本で仕立てる構想があった可能性も指摘できる。浦野のいう「蝦夷語稿」とは、ここに記される「蝦夷言語」あるいは「蝦夷語」の「草稿」であったとみなされるのである。

浦野は熊次郎の残した「蝦夷語」の草稿を「蝦夷語集」と題して編集・写本（浄写）し、冊に仕立てた、と述べる。ここで問題となるのは、内閣文庫本に浦野の「蝦夷語集序」が付されていない点と、浦野による序の年記が、自らも「三十日押込」の処罰を蒙ったシーボルト事件後の天保三年（一八三二）一〇月となっている点である。シーボルト事件後

に、天文方高橋役所の蔵書は収公または流出したと考えられるから、昌平黻に収められたもののほかに、複数の写本が浦野の手によりなされていた可能性がある。あるいは、熊次郎没後に上原家に残された草稿を浦野が四冊本に仕立てて昌平黻へ献納し、その写本を浦野が作成・所蔵し、天保三年に至り序を付し刊行を期した、ということかもしれない。

このことに關し、上原熊次郎のいま一つの著作である「蝦夷地名考并里程記」の写本の存在がある。國學院大学所蔵の一本で、外題を「蝦夷地名解 全」と記し、序跋・年記ならびに著者名を伴わないものの、内容は「蝦夷地名考并里程記」とほぼ同じである。^⑩注目すべきは、その冒頭内題に「松前東西蝦夷地場所之地名荒増并里数休泊等大概」と記しているのは東京国立博物館本とほぼ同様（記載内容も合致）であるが、東京国立博物館本にはない「東西蝦夷地島々地名荒増和解并周圍里数等大概書」と題した部分（島嶼の地誌と地名解）が一五丁ほど、末尾に加えられている点である。本書の外題「蝦夷地名解」は、浦野の「蝦夷語集序」に記す「蝦夷地名解」と合致している。こうしてみると、高橋へ提出された「蝦夷地名考并里程記」以外に、同系統の別の写本が存在していた可能性がみえてくる。浦野は、こうした写本をもとに、天保三年の時点で公表することを企図していたものと考えられる。しかしながら、両書が版行されることはなく、また、広く流布することもなかったのである。

いずれにせよ、江戸への異動後の上原熊次郎は、自らの役務として、アイヌ語地名解とアイヌ語語彙に関する著述を作成したことになる。前者は文政七年に一応の完成をなし、高橋へ提出していることがわかるが、島嶼の地名などにつき、継続して著述が進められた形跡がある。また、後者については、結局未完のまま没していることがわかる。「蝦夷語集」の成立は、従って、佐々木の想定した文政七年より若干下り、熊次郎没後とみななければならないが（熊次

郎執筆の下限は文政一〇年四月となる）、天文方高橋役所における役務としてなされたものであることは、動かない。これは見方を変えたと、前近代最大の語彙数を誇る日本語アイヌ語辞書である「蝦夷語集」は、幕府天文方高橋役所の事業として編纂され、昌平黌に収められたものの、近世にあつてそれが積極的に活用されることはなかった、とも見做されるのである。

このように上原熊次郎の江戸は、ゴロヴニンが「学士院（アカデミー）」と表現した天文方高橋役所にあつて、蝦夷通詞としての学知を著述のかたちで残すことにも費やされたといえるのである。

七 熊次郎と文政期の海防政策

——伊豆七島廻島出役と客死の周辺——

江戸における上原熊次郎の役務は、しかし、その死没の経緯をみると明らかなように、著述に留まるものではなかった。

「御書物方日記」文政一〇年（一八二七）八月三日条には、熊次郎の死去に関する、次のような記事がある。

一、御代官柑本兵五郎^五、去ル七月晦日書状、作左衛門方^江到来、

但し、上原熊次郎儀、去ル十四日於大嶋、痢病相煩、嶋方医師無之、大概御用済ニも相成候間、浦賀表へ渡海致、療用致し候様兵五郎申渡し候処、去十七日彼地へ罷越医用致候処、段々重病ニ相成、養生不相叶、去ル

晦日病死致候趣、且存生之内、跡御番代御願候書付、並忤次男書付両通、其外医師容体書等差越候、

右二付、明四日御座可差出候事、且跡御抱遣候願、忤鉄次郎同断相願可致遣候、

関東代官柑本兵五郎祐之から御書物奉行兼天文方高橋作左衛門景保への七月晦日付書状の趣旨を留めたものである。先述の通り、かつて柑本は松前奉行支配吟味役として、熊次郎とともにゴロヴニンを迎えに来航したディアナ号をクナシリで応接した経験を持つ。内容は、上原の病死を伝えるもので、七月一四日に伊豆大島で「痢病」に罹患し、柑本の指示で療養のため同一七日に相模国浦賀に戻り「医用」していたが、同晦日に病死した、という経緯を記したものである。

この書状には別に三通の書付が付帯していたようで、熊次郎が存生中に認めた「跡御番代御願候書付」と「忤次男書付」の二通、ならびに熊次郎を看取った医師による「容体書」がそれであった。熊次郎による次男への「跡御番代御願」の成否については、後に触れる。

熊次郎の病死の経緯についてはこれで明らかになるのであるが、なぜ柑本とともに伊豆大島へ赴いていたかが問題となる。これについては、先にも挙げた新島地役人前田家に伝わる文書に拠った、『新島村史』の叙述⁸³が、その理由を明確に示してくれる。

それによると、柑本の伊豆七島訪問は、関東代官⁸⁴としての廻島巡視を目的とした公式のもの（「廻島御用」）だった。巡視の期間は、江戸出立が文政一〇年四月二二日、江戸帰府が七月だったようである（七月四日帰路伊豆大島着）。【表4】にまとめたように、巡視の一行は、総勢二四名。柑本のほかに、熊次郎ならびに間宮林蔵が、かつて松前奉行に

【表 4】 関東代官柑本祐之の伊豆七島巡視隊一覧：
文政 10 年(1827) 4 月～ 7 月

No.	役 職	氏名	備 考
01	代官	柑本兵五郎	
02		飯田釺太郎	代官柑本用人
03		永山辰五郎	代官柑本侍衆
04		水谷 友七	代官柑本侍衆
05		大沢 新蔵	代官柑本侍衆
06		某	代官柑本足輕
07		某	代官柑本足輕
08		某	代官柑本中間
09		某	代官柑本中間
10		某	代官柑本中間
11		某	代官柑本中間
12	御普請役元締格	百瀬 慎助	代官柑本手付
13		某	代官手付百瀬御供
14	御書物同心	上原熊次郎	代官柑本手付、通事
15		某	代官手付上原御供
16		池上 慎平	代官柑本手代
17		某	代官手代池上御供
18		大川五郎作	代官柑本手代
19		某	代官手代大川御供
20	御普請役	間宮 林蔵	天文方
21		某	御普請役間宮御供
22	炮術心得方	土屋 弥市	
23	船手心付	長川 石蔵	
24	絵図師	原 平吉	

出典：『新島村史』（新島村、1998 年）320 頁。

勤役していた人物として目につく。一行は江戸出立後、相模国浦賀湊・伊豆国下田湊を経て、五月一七日に新島に至る。その後、六月三日に神津島、同八日に三宅島と巡検を続け、閏六月三日頃に伊豆七島の主邑・八丈島に達した。帰路は七月一日に新島に戻り、翌日利島見分のため別働隊（百瀬・間宮・大川）を派し、その帰りを待つて同四日に大島に戻り、島内巡検の後に江戸へ帰っている。

先に見た高橋宛柑本書状によると、熊次郎の発病は伊豆大島において七月一四日であったから、巡検の帰路、大島見分の最中であつたことがわかる。「大概御用済二も相成候間」と記すのは、『新島村史』の叙述と符合する。熊次郎は、「廻島御用」の役務をほぼ全うした後に、病を得て没したということになる。

『新島村史』は、熊次郎が一行に加わった理由に触れ、「手付上原熊次郎はもともと御書物同心で通事（通訳）であつたが、この廻島御用のため柑本代官の手付となり派遣された人物である」と記す。そのうえで、間宮が天文方として加わっていることに注目し、「この廻島御用は派遣者の顔ぶれを見るかぎり、単に支配代官が任地を視察するというだけのものではなく、当時外国船が日本近海に出没し、異国船打払令が出され、海防問題が注目される情勢にあり、このことを十分意識しての廻島であつた」と位置付けている。⁽⁸⁵⁾熊次郎は、通詞としての動員であり、それはいわゆる文政の異国船打ち払い令（文政八年二月発布）の下での、異国船の接近に対応してのものであることが、示唆されているのである。

実際、「暦作測量御用手伝」として当時熊次郎とともに天文方高橋役所に出役していた足立左内の履歴をみると、次のように、たびたび「通弁」としての「出張御用」が命ぜられ、若年寄から褒賞を得ていたことが確認できる。⁽⁸⁶⁾

文政元年五月十五日 相州浦賀沖合へ異国船渡来につき通弁として早々出張申渡⁽⁸⁷⁾

七月二五日 通弁出張御用相勤候につき白銀一〇枚拝領

文政五年五月一日 相州浦賀表へ異国船渡来につき通弁として早々出張申渡⁽⁸⁸⁾

七月二四日 通弁出張御用相勤候につき白銀一〇枚拝領

文政七年六月 四日 常州大津浜へ異国人渡来上陸につき通弁として早々出張申渡⁽⁸⁹⁾

七月二四日 通弁出張御用相勤候につき白銀一〇枚拝領

このうち、文政五年の派遣は、馬場佐十郎とともに命ぜられての御用であつた。語学力と共に、幕臣としてゴロヴニン^ニ異国人と親しく接した経験は、このように活用されたわけである。幕臣にして語学力を備え、ゴロヴニン^ニ異国人と親しく接した経験は、熊次郎も同様である。熊次郎の伊豆七島廻島御用出役は、廻島中の異国船・異国人との接触に備えた、実用的なものであつたといつてよい。

このように、上原熊次郎の江戸勤役は、その学知と経験を、著述のうえでも、海防の現場への出役というかたちでも、活かすことが求められ、またそれに誠実に応えたものであつたとみなされるのである。

八 熊次郎没後の上原家

——御書物同心の継承——

さて、上原熊次郎の江戸を主題とした本稿の最後に、幕臣としての上原家のその後につき、確認をしておきたい。さきに見たように、熊次郎は、その臨終に際し、「跡御番代御願書付、並悴次男書付両通」を作成した（以下、本節の引用史料は特記しない限り「御書物方日記」）。しかし、「四」で先述したように、熊次郎の御書物同心任用は、「過人」としての採用であり、「追^而明有之候ハ、減切ニ可被致候」とされていたから、必ずしも明跡が上原家に担保されたものではなかった。そもそも御書物同心は抱席の御家人の勤める役であるから、隠居に伴う「番代（ばんがわり）」が認められなければ、惣領息子への継職は叶わない。熊次郎が次男鉄次郎への「跡御番代御願書付」を生存中に提出した（こととした）のは、そのためであろう。

熊次郎の願書につき、御書物方では、熊次郎の死を伝える柑本からの書状が届いた翌日の文政一〇年（一八二七）八月三日、「熊次郎悴鉄次郎、又御番代を願候通、当人^江被仰下候様、願書精一郎を以差出候」と、同心枚山精一郎名義で番代りを認めることに差し支えないことを「願書」のかたちで出している。定員にちょうど明きがあったものだろうか。鉄次郎を「過人」とみなす形跡はない。

そのうえで、翌八月四日に、熊次郎の「病死御届」と「悴鉄次郎義跡御抱入願」が若年寄本多遠江守正意へ提出された。「病死御届」に対しては八月六日に「上原熊次郎於御用先病死」を理由とした「御手当銀貳枚」の下付が若年寄

から達せられた。そして、「跡御抱入願」については、同年一二月二八日に至り、次のように申し渡しとなった。

一、上原鉄次郎儀、父熊次郎明跡^江式拾俵式人扶持之高^二而御抱入被^闕仰付候二付、作左衛門御宅^二於^而申渡ス、すなわち鉄次郎は、父熊次郎の「明跡」に、熊次郎と同高の二〇俵二人扶持で抱え入れられることとなり、御書物同心として世襲の番代りが果たされたのである。その後、同二九日には、御書物奉行への誓詞の提出と御書物会所への「見習」出勤とは、年明けを意味する「十日後」からと取り決められている。年末のゆえであろうか。これにより、松前出身の場所請負商人手代である蝦夷通詞から松前奉行組同心に登用され、江戸へ異動した経歴を持つ上原家は、抱席御家人ながら御書物同心の役と役高を世襲することに成功したといえる。

鉄次郎の事跡についてであるが、「御書物方日記」が翌文政一一年から天保元年（一八三〇）までを欠いているため、その間の動静を確認することが叶わない。また、天保二年の「御書物方日記」には同心として鉄次郎の名はみえない。あるいは他へ出役とされたものであろうか。御家人上原家のその後については、後考を期したい。

なお、熊次郎の明跡を襲った鉄次郎が次男であったことにつき、付言しておきたい。佐々木が紹介した史料に、熊次郎の次男が松前藩足輕の養子となったことを示す次のようなものがある。

上原熊次郎二男

養子出生松前

文政五年十一月七日 新組足輕^江御奉公、

同九戌年十一月七日離縁、跡式仲間一同へ御預^ケ、

すなわち、松前出生の上原熊次郎次男が吉田家の養子となり、文政五年十一月七日より和右エ門と名乗り松前藩新組足輕として出仕したが、同九年十一月七日に吉田家を「離縁」となり、足輕の「跡式」は「仲間一同へ御預^ケ」とされた（新組足輕仲間一同の明名跡とされたカ）、というのである。熊次郎次男が養子に出て松前藩足輕となった文政五年は、松前藩が復領し松前蝦夷地一円の版図が引き渡された年であり、熊次郎が御書物同心へ異動したのが同年九月であるから、その直後ということになる。

熊次郎次男が「離縁」となり松前藩の禄を離れたのは、その四年後の文政九年であり、熊次郎が天文方高橋役所に出演中の期間にあたる。熊次郎の没する前年である。そして、熊次郎没後、その「明跡」を継いだのが、熊次郎の「忤次男」である鉄次郎であったことは、先に見た通りである。

こうしてみると、松前藩新組足輕吉田和右エ門と御書物同心上原熊次郎忤鉄次郎は、熊次郎次男として同一人物であっても矛盾はない。あるいは、熊次郎は江戸への異動に際し、松前から長男惣領を伴い、それを何らかの理由で失ったため、次男を松前の養子先から「離縁」せしめ、江戸へ惣領として呼び寄せていたとみるべきか。

このように、熊次郎は実子に抱席御家人としての役と高を継承せしめることに成功したとみてよい。抱席ながら、譜代筋目として御書物同心の役を世襲し得る御家人上原家が成立したようにもみえる。ただ、天文暦学に関して高橋

家や足立家がそうであったように、学知を家として世襲したか否かは、判然としない。幕末の加賀屋伝蔵の例に見るように、蝦夷通詞に必要な学知は世襲される傾向が確認される⁽⁹⁾が、鉄次郎にアイヌ語通詞としての素養があったか否かについても、現時点では知られるところがない。上原没後の、浦野元周による「蝦夷語集」の整理に、鉄次郎、延いては上原家が関与したか否かを含め、これは今後の検討課題としておきたい。

おわりに

以上、本稿では蝦夷通詞上原熊次郎の江戸勤役の背景と実際について、検討を加えてきた。その結果、いくつかの知見を得られたように考えるので、その主な点を以下に簡潔にまとめておきたい。

- 一、アイヌ語を介して獲得された熊次郎のロシア語能力は、天文方高橋役所の足立左内や馬場左十郎、延いては高橋景保に、足立・馬場の松前赴任以前から高く評価されていた形跡があること。
- 一、熊次郎の松前における通訳・翻訳の成果は、「魯語文法規範」に象徴される足立・馬場との協業に帰結するとともに、その職階上昇をも齎し、その延長線上に江戸への異動がなったこと。
- 一、熊次郎の江戸への異動先が御書物同心であり、ほどなく高橋景保手附として天文方高橋役所へ出役とされたこと（新所見）。
- 一、熊次郎の主著として知られる「蝦夷地名考并里程記」ならびに「蝦夷語集」は、天文方高橋役所出役中の役務として著されたものであること。

一、「蝦夷語集」は未完の稿本として残されたものであり、従ってその整序は熊次郎の没後で、浦野元周がそれに関与した形跡がみられること。

一、熊次郎は文政一〇年（一八二七）七月晦日に相模国浦賀で没したこと（新所見）。

一、熊次郎が浦賀で没した背景には、異国船応対に備えて関東代官手附として伊豆七島廻島御用に出役とされたことがあり、それも江戸で熊次郎に期待された役務としてあったこと。

一、熊次郎の没後、次男鉄次郎が御書物同心の役と役高とを継承したこと（新所見）。
以上である。

こうしてみると、熊次郎が当時の幕府における西洋学術の中心であった天文方高橋役所に勤役せしめられたのは、その学知に対する当時の政策的・学術的要請に沿ったものであったことがわかる。松前の蝦夷通詞たる上原熊次郎の獲得した学知の持った同時代的な意義を、より総合的な見地から再評価していく必要は入であるとの印象が残る。それはとりもなおさず、長崎経由の漢書・蘭書を通じた西洋学術の移入のかたちとは異なる、松前蝦夷地におけるアイヌ語・ロシア語を介したその可能性が模索された形跡を考えることにも繋がっていくものと考ええる。⁹²江戸における熊次郎の事跡をみるにつれ、近世後期、より具体的には文化・文政期の日本において、北の「異国境」⁹³にあつて彼我をつなぐことばとしても機能したアイヌ語の有した（期待された）政策的・学術的な価値や可能性は、従来考えられてきたよりも、小さくはないものであった印象もまた、残るからである。

無論、以上の叙述は若干の新出史料をもとに、先行研究の驥尾に付して、いくつかの知見を加え、僅かな考察をなしたに過ぎない。残された課題も少なくない。たとえば、ロシア語能力という点では熊次郎に勝るとも劣らない資質

を示し、松前奉行廃止後は勘定奉行支配の普請役として同じく江戸へ異動を遂げた村上貞助は、天文方高橋役所と積極的に関わった形跡はなく、熊次郎の履歴とは色彩を異にしている。⁽⁹⁴⁾ その理由を含め、江戸が求めた上原熊次郎の能力や学知のすがたにつき、引き続き検討していきたい。

注

- (1) このことについては、松本英治「ゴローヴニン事件と天文方」(同『近世後期の対外政策と軍事・情報』吉川弘文館、二〇一六年／初出二〇一四年)の仕事がある。
- (2) 金田一京助「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」(同『アイヌの研究』八洲書房、一九四〇年)。本書は一九二五年刊行の内外書房版の訂正再版であり、当該論文にはいずれも新村出による「付記」ならびに金田一による「補遺」が伴う。当該論文の初出は一九一三年刊行の『藝文』誌に発表された「アイヌ語学の鼻祖上原熊次郎とその叙述」(四一八ならびに四一〇に分載)であり、これは「補遺」を伴わない。当該論文は、戦後刊行の『金田一博士喜寿記念 アイヌ語研究 金田一京助選集Ⅰ』(三省堂、一九六〇年)ならびに『金田一京助全集 第六卷 アイヌ語Ⅱ』(三省堂、一九九三年)に収録されているが、前者には「付記」・「補遺」がなく、後者には「付記」がない。本稿では、「付記」・「補遺」を伴い、「訂正」が加えられた八洲書房版に拠った。
- (3) 金田一、注2前掲「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」、四一八頁。
- (4) 金田一、注2前掲「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」、四一六頁。
- (5) 「同心に上原熊次郎といふもの、松前に生れて、幼より番人と成て、ゑぞにて人と成りしほどの者なるうへ、通弁の事に心を用ること篤かりし故に、渠のみよく(ユーカラの「古辞雅語」を〓谷本注)聞わち、己又よくこれをかたる」(最上徳内「渡島筆記」文化五年、高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』第四卷、三一書房、一九六九年版、五三二頁)。
- (6) 金田一、注2前掲「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」、四五四頁。
- (7) 金田一、注2前掲「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」、四一二頁。
- (8) 佐々木利和「蝦夷通詞・上原熊次郎のこと」(『どるめん』六、一九七五年)、同・田中聖子「近世アイヌ語資料について——とくに

蝦夷通詞・上原熊次郎の江戸

『もしほ草』をめぐって』（『松前藩と松前』二四、一九八五年）。いずれも佐々木『アイヌ史の時代へ——余瀝抄——』（北海道大学出版会、二〇一三年）に収録、本稿では同書に拠った。佐々木利和「上原熊次郎」（『北海道大百科事典』上、北海道新聞社、一九八一年）。

(9) 佐々木、注8前掲「蝦夷通詞・上原熊次郎のこと」、二五四頁。

(10) 「宗谷詰合山崎半蔵日誌」巻ノ六（函館市中央図書館所蔵、北海道大学附属図書館北方資料室配架紙焼製本を利用、請求番号…旧記737）。

(11) 横山伊徳『開国前後の世界（日本近世の歴史5）』（吉川弘文館、二〇一三年）一五八―一六〇頁。なお、蝦夷地第一次上知をめぐる政策の変遷（直轄か委任か、開発か非開発か）については、藤田寛「蝦夷地第一次上知の政治過程」（同『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、二〇〇五年／初出一九八七年）に分析がある。

(12) 函館市中央図書館所蔵／北海道大学附属図書館北方資料室配架紙焼製本を利用（請求番号…旧記1213）。

(13) 文化五年成立の最上徳内「渡島筆記」には、「同心に上原熊次郎といふもの、松前に生れて幼より番人と成てゑぞにて人と成りしほどの者なるうへ」という記事があり、熊次郎が当時同心であったことを傍証している（注5前掲史料、五三二頁）。

(14) 上原久『高橋景保の研究』（講談社、一九七七年）所載「馬場佐十郎」、片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』（吉川弘文館、一九八五年）四〇八頁、木村直樹『〈通訳〉たちの幕末維新』（吉川弘文館、二〇一二年）三九―四八頁。片桐・木村によると、馬場以降天文方に阿蘭陀通詞が派遣されるのが通例となるが（『天文台詰通詞』）、その身分は馬場の例とは異なり、阿蘭陀通詞（長崎町人）のままであったとされる。

(15) 谷本晃久「幕末期、長崎阿蘭陀通詞の蝦夷地行」（『歴史と地理』五〇八、一九九七年）六一頁、東俊佑「幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策」（『北海道・東北史研究』二、二〇〇五年）。

(16) 佐藤知己『藻汐草』の一冊本について」（『北海道大学文学研究科紀要』一二二、二〇〇七年）。

(17) 佐々木、注8前掲「蝦夷通詞・上原熊次郎のこと」、二五六頁。

(18) 佐々木・田中、注8前掲「近世アイヌ語資料について」、二六六頁。

(19) 国立公文書館内閣文庫所蔵御書物方日記「文政五年壬午 從七月至十二月 日記 坤 百八十七」、「文政六年從正月至六月 日記

乾 百八十八」、「文政十丁亥從七月至六月 日記 坤 百九十六」、請求番号…二五七—〇〇〇二—一八七・一八八・一九六。本稿では、国立公文書館デジタルアーカイブを利用。

- (20) 松浦武四郎記念館所蔵松浦武四郎関係歴史資料、「雑纂」所収「蝦夷語集序」(二丁、天保元年一月、浦野元周自筆)、整理番号…東一二一九—三。

- (21) 氏家幹人「書物方年代記⑤ 文化十一年(安政四年)」「北の丸」四六、二〇一四年)一〇〇頁(文政五年九月一八日条)。

- (22) 三重県三雲町教育委員会編『松浦武四郎関係歴史資料目録』(三重県教育委員会、一九九〇年)五六頁、三雲町教育委員会・松浦武四郎記念館編『松浦武四郎関係歴史資料目録』(同委員会・同館、二〇〇四年)一二三頁。

- (23) 請求番号…旧記〇七三。「昭六三年谷澤尚一氏より」と補筆あり。ただし、「蝦夷語集序」のコピーが添付されていることは目録(北海道大学附属図書館編『日本北辺関係旧記目録』北海道大学図書刊行会、一九九〇年、ならびに同館ウェブ検索サイト「北海道大学北方関係資料総合目録」)には反映されておらず、検索することはできない。

- (24) わずかに、谷澤尚一による村上貞助の略伝に、熊次郎死去の年月(日は欠く)と経緯が、ごく簡単に述べられている(谷澤「村上貞助について」(河野本道・谷澤尚一解説『蝦夷生計図説』北海道出版企画センター、一九九〇年)三六二頁)。谷澤によるこの記述は、「蝦夷語集序」の記事によったものと考えられる。

- (25) 静嘉堂文庫所蔵(大槻文庫本)、請求番号…九七一—二三。本稿では、北海道大学附属図書館北方資料室架蔵紙焼製本(請求番号…旧記六七五)を利用。

- (26) 国立公文書館内閣文庫所蔵(昌平坂学問所旧蔵本)、請求番号…特095-00003。本稿では、注23前掲、北海道大学附属図書館北方資料室架蔵紙焼製本を利用。

- (27) 杉本つとむ「『魯語文法規範』の考察」(同『江戸時代蘭語学の成立とその展開 長崎通詞による蘭語の学習とその研究』早稲田大学出版部、一九七六年)、中村喜和「『魯語文法規範』考」(『一橋論叢』七七一三、一九七七年)、岩井憲幸「いわゆる『魯語文法規範』について——その成立と書名をめぐる——」(『明治大学教養論集』二二七、一九八九年)ほか。なお、岩井は同論文で本書の書名につき、その内題を重視して「文法規範」とすべきと提起しており、首肯できるが、本稿では混乱を避けるため一般に流布した静嘉堂文庫の登録書名である「魯語文法規範」を用いた。

- (28) V. M. ゴロヴニン／斉藤智之訳『日本幽囚記』I（私家版、二〇〇八年）、一二〇頁。以下、「遭厄日本紀事」などとも訳されるゴロヴニンの記録については、斉藤訳を用いた。
- (29) ゴロヴニン、注28前掲『日本幽囚記』I、一九五～二〇〇頁。
- (30) 金田一、注2前掲「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」、四三〇～四三二頁。なお、ロシア語研究史の立場から岩井憲幸「日本におけるロシア語学習・研究の最初期について——記述の試み——」（『明治大学教養論集』三〇四、一九九八年）は、馬場・足立・村上とともに熊次郎を、彼らと交流を重ねながら黎明期のロシア語研究の一翼を担った一人として位置づけており、重要である。ただし金田一同様、熊次郎の「ロシア語知識」は「誤りが多かったもよう」であり、かつ「ゴロヴニンらの許での学習も、年齢等の条件もあって、はかばかしはなかった」と評価しており（八二頁）、また、江戸異動後の事跡について触れてはおられない。
- (31) 村上貞助の履歴については、谷澤尚一による考証がある。それによると、貞助は村上島之允（秦憶丸、御普請役御雇）の養子で、文化六年には松前奉行組同心を務めていた。同八年一〇月以降、ゴロヴニンらよりロシア語の教示を受け、抜群の習熟度を見せ、熊次郎とともに訳業に従事する。同九年六月にゴロヴニンやモウルより得た情報の翻訳などを携え奉行荒尾成章とともに出府。同一〇年正月に支配調役下役に昇進を遂げ、奉行服部貞勝・天文方手附足立左内・同馬場佐十郎らとともに松前へ帰任。引き続き左内・佐十郎・熊次郎とともに研究・翻訳に従事。ゴロヴニン釈放後はクナシリ・松前・江戸の勤務を経て、文政五年の松前奉行廃止に伴い勘定奉行支配御普請役に異動、亡父の遺稿である「蝦夷生計図説」の編纂に従事するなどの業績を残し、弘化三年（一八四六）の没年に及んだ（谷澤、注24前掲「村上貞助について」）。熊次郎と同様、ロシア語に習熟した幕臣として職階の上昇を果たし、江戸に在勤した経歴を有することがわかる。
- (32) 文化一〇年正月晦日付伊能忠敬宛高橋景保書簡（上原久・小野文雄「高橋景保の書簡について」、『埼玉大学紀要 人文科学篇』一七、一九六九年）第7号書簡）六頁。
- (33) 「天文方代々記」のうち足立信頭履歴（大崎正次編『神田茂先生喜寿記念 天文方関係史料』私家版、一九七一年、四三～四七頁）。上原、注14前掲『高橋景保の研究』、四三〇～四四九頁。
- (34) 上原、注14前掲『高橋景保の研究』、四九四～四九七頁。
- (35) 平野満「馬場佐十郎のロシア語書簡和解——ゴロヴニンへ就学以前——」（『駿台史学』八九、一九九三年）。

- (36) 「北刃紀聞」〔明治大学中央図書館所蔵和装本、請求記号…210. 59/73/H〕。平野、注35前掲論文「馬場佐十郎のロシア語書簡和解——ゴロヴニンへ就学以前——」二六頁に翻刻あり。
- (37) V. M. ゴロヴニン／斉藤智之訳『日本幽囚記』Ⅱ（私家版、二〇〇八年）一〇〇頁。
- (38) ゴロヴニン、注37前掲『日本幽囚記』Ⅱ、一一〇頁。
- (39) ゴロヴニン、注37前掲『日本幽囚記』Ⅱ、一〇六―一〇七頁。
- (40) ゴロヴニン、注37前掲『日本幽囚記』Ⅱ、一一八頁。
- (41) 谷澤尚一は、村上の支配調役下役昇進につき、出典は明記していないが、文化一〇年正月二五日のことと指摘している（谷澤、注24前掲「村上貞助について」、三五八頁）。そうであるならば、村上の昇進は、馬場や足立との協業以前のゴロヴニンからのロシア語習得が評価されたものと捉えるべきだろう。
- (42) 注33前掲、「天文方代々記」のうち足立信頭履歴。
- (43) 松田伝十郎「北夷談」（『日本庶民生活集成』第四巻、三一書房、一九六九年版）一三七頁。
- (44) 佐々木、注8前掲「蝦夷通詞・上原熊次郎のこと」二五五―二五六頁。
- (45) ゴロヴニン、注37前掲『日本幽囚記』Ⅱ、一三一―一三六頁など。
- (46) 谷澤尚一「解説」（洞富雄・谷澤尚一編注『東轅地方紀行他（東洋文庫484）』平凡社、一九八八年）二七〇―二七一頁。
- (47) 高倉新一郎「アイヌの漁獵権について」（同『アイヌ研究』北海道大学生生活協同組合、一九六六年／初出一九三六年）一七九―一八〇頁。佐々木・田中、注8前掲「近世アイヌ語資料について」、二六七頁。
- (48) 「御書物方日記」文政五年九月一日条。
- (49) 「御書物方日記」文政五年九月二七日条に、「上原熊次郎御証文類ニ付聞合之案文下ケ札致、表御右筆^江差出入、并吉川克蔵同高二^而御抱入相成趣、書付以同人^江差出候」とある。
- (50) 森潤三郎はこれにつき、「元治本始末記」の記述を引き、「員外属吏二人を増し、後來定員缺ぐる時、之を以て補充せしむ」と解釈している（森『紅葉山文庫と書物奉行』昭和書房、一九三三年、一三七頁）。
- (51) 文政二年に奉行近藤重蔵守重が大坂御弓奉行へ転じた際、奉行の定員を一名減じ三名とし、同心の定員を五名増加し二六名とした

- (森、注50前掲『紅葉山文庫と書物奉行』、一三六頁)。以下、御書物奉行ならびに御書物会所の組織に関する記述は、同書に拠った。
- (52) 『御書物方日記』文政五年九月晦日条。
- (53) 『御書物方日記』文政五年一〇月朔日条。
- (54) 『文政雜記』第四冊（内閣文庫所蔵史籍叢刊第三二卷『文政雜記・天保雜記（一）』汲古書院、一九八三年影印版）一〇六頁。
- (55) 注33前掲、『天文方代々記』のうち高橋景保履歴、四〇～四一頁。
- (56) のち文化八年三月に高橋へ「蜜書和解御用」が命ぜられたとされる（上原、注14前掲『高橋景保の研究』、二五一～二六一頁）。「蜜書和解御用」の役務は、高橋獄死後の文政一二年四月に天文方山路弥左衛門諸孝に命ぜられたが、安政三年（一八五六）五月に至り、「蕃書調所御取建」に伴い、「蕃書類翻訳等同所にて取扱」うこととされたため、「弥左衛門御役宅にて向後和解御用相勤に及ばず、翻訳取掛り居候書類も一同蕃書調所へ相納候様仕べし」と命ぜられた（注33前掲、『天文方代々記』のうち山路諸孝履歴、二九頁）。幕末の蕃書調所設置に至るまで、欧文翻訳業務が天文方の職務として継続していたことが、これにより知られる。
- (57) 上原、注14前掲『高橋景保の研究』、二五九～二六一頁。
- (58) 高橋は、文政九年に「ロシア人著述之書籍和解校合等骨折」を理由に、老中から白銀一五枚を拝領している（注33前掲、『天文方代々記』のうち高橋景保履歴）。
- (59) 注33前掲、『天文方代々記』のうち足立信頭履歴。
- (60) 当時天文方は、渋川・山路・吉田・高橋の四家が相役として勤めており、天文台構内には「暦局四役所」として各家の役宅が置かれていた。高橋が御書物奉行を兼ねたのは文化一一年二月三日であり、それ以後、吉田勇太郎に代わり天文方筆頭となっていた（上原、注14前掲『高橋景保の研究』、二六二～二六九頁）。
- (61) 佐々木・田中、注8前掲『近世アイヌ語資料について』、二六七頁。
- (62) 金田一京助解説『上原熊次郎原著 蝦夷方言藻汐草』（弘南堂書店、一九六九年）ならびに金田一京助解説・成田修一撰『アイヌ語資料叢書 藻汐草』（国書刊行会、一九七二年）として影印版が刊行されている。
- (63) 田沼期の天明五年（一七八五）以降たびたび蝦夷地踏査に従事した最上徳内は、その著『渡島筆記』（注5前掲史料、文化五年（一八〇八）成立）で上原のアイヌ語能力やアイヌ文化理解の深さを高く評価している。徳内が「もしほ草」に序を付したのも、その延

長線上に捉えられる。また、当時徳内は、文化三年に目付遠山景晋手附の普請役元締格として西蝦夷地踏査の任にあたり、翌文化四年四月には箱館奉行支配調役並に異動・昇進していたから、徳内によるこうした評価が同年になされたと見做される上原登用の直接の背景にあったことも指摘できよう。

(64) 金田一京助解説・成田修一撰『アイヌ語資料叢書 蝦夷語箋』（国書刊行会、一九七二年）として影印版が刊行されている。

(65) 山田秀三監修・佐々木利和編『アイヌ語地名資料集成』（草風館、一九八八年）に全文の翻刻と解題が所収。本書（東京国立博物館本）の内題は、「松前并東西蝦夷地場所々地名荒増和解／休泊里数山道行程等大概書」となっている。

(66) 請求番号・特095-3(1)～(4)。翻刻・影印版ともに刊行されていないが、集録語彙を抽出し編集・再配列をなした『稿本和愛辞典』（國學院大学、出版年不詳）がガリ版刷により少数数版行されている。なお、内閣文庫本を底本とした金田一静江（京助夫人）による写本が、國學院大学北海道短期大学部金田一文庫（請求番号・18）ならびにロシア科学アカデミー東洋古籍文献研究所（請求番号・B110A）に、それぞれ所蔵されている。

(67) 佐々木・田中、注8前掲「近世アイヌ語資料について」、二六八頁。

(68) 文政一年（一八二八）のシーボルト事件を指している。景保は同年一〇月一日投獄、文政二年二月一六日獄死、翌天保元年三月二六日没後死罪。景保の惣領小太郎も父に連座し遠島とされ、高橋家は事実上の改易となった。小太郎はその後天保一〇年に赦免、天文方山路弥左衛門手附に任用された。弘化二年（一八四五）に至り小太郎は正式に小普請組支配となり、高橋家は再び幕臣に復した（注54前掲「天保雜記」、注33前掲「天文方代々記」のうち高橋景保履歴ならびに高橋小太郎履歴）。

(69) 佐々木・田中、注8前掲「近世アイヌ語資料について」二八九頁。

(70) 東京国立博物館資料館所蔵。山田・佐々木、注65前掲『アイヌ語地名資料集成』、九二頁に翻刻がある。

(71) 谷本晃久『近藤重蔵と近藤富蔵』（山川出版社、二〇一四年）、五四頁。

(72) 注33前掲「天文方代々記」のうち高橋景保履歴。

(73) 内閣文庫本「蝦夷語集」の各冊に、明治一〇年（一八七七）末から同一一八年に用いられた近代のものではあるが、「地誌備用図籍之記」の印記があることは、その伝存の経緯を考えるうえで示唆的である。

(74) 佐々木・田中、注8前掲「近世アイヌ語資料について」、二七五頁所収表による。

(75) 蝦夷語集序

大凡彼此之通事情者○可自言語始○言語不通○則光被之化○亦無所措焉○夫蝦夷之為域○北連亘諸夷○蓋為我後障○而西北諸夷之出沒漂到者○必就蝦夷重訳○以始通事情○則不可不復預為之講究也○吾友上原有次○松前人○初以能夷語為蝦夷通事○時俄羅斯人數來北陲○有次執掌其事○有勞○松前府下吏○監松前府治止○遷為秘書局吏○文政丁亥春○県令 柑本君適承(平出) 旨○巡視伊豆之七島○乃請携有次往○及往有次止蝦夷語稿而去○其七月有次罹疾○而歿于島○於是乎予取而校正之○遂并其所嘗撰蝦夷地名解○繕写之○以為冊○編中有二三可疑者○無復可就取正○雖前有藻塩草一書○而亦仮有次之手度々成之者○爰保其無謬○蓋蝦夷之為俗○固無文字○千古之蹟○口碑之頼○故言辭簡素○守古不失○惟憾世莫有一辭書之設○有次夙憂之○遂拋吾韻順○作為此編○蝦夷之有辞書○是其嚆矢也○則有次之績○豈淺々乎○

天保三年壬辰冬十月

浦野元周 識

(出典は注20参照)

(76) 注54前掲、「文政雜記」一〇七頁。

(77) 上原、注14前掲『高橋景保の研究』、九一九〜九二九頁。

(78) 新島村編『新島村史』(新島村、二〇〇六年)三二〇〜三二二頁。この記述の出典は、「柑本兵五郎様外御役人様方御廻島ニ付諸書物諸願控」(前田健二家文書、非公開)。前田健二家は、近世に代々新島地役人を務められた家である。以下、上原の文政一〇年伊豆七島出張に関する記述は、この史料に基づいた『新島村史』の叙述に拠って述べる。

(79) 金田一、注2前掲「蝦夷語学の鼻祖・上原熊次郎先生逸事」、四四四〜四四五頁。

(80) 金田一は、同右論文に「蝦夷語彙下」と記すが(四四四頁)、実際には「蝦夷語 下」と記されている。

(81) 金田一はこれをもって、アイヌ語表記の誤謬がないことから導かれた、上原自筆の「稿本であって、決して他の原本を写した写本ではない」との断定の傍証としている(四四三〜四四五頁)。

(82) 北海道大学附属図書館北方資料室架蔵紙焼製本を利用、請求番号…旧記1387。本書には頭注があり、「尻沢辺、今函館区住吉町」などと記すから、近代の写本の蓋然性が高い。

(83) 注78前掲、『新島村史』、三二〇〜三二二頁。

(84) 柑本は松前奉行廃止後の文政四年一月二五日、在府関東代官に任じられ、同九年二月一〇日に増地一万石となり、伊豆七島を管轄した。代官勤役中の同一〇年二月二〇日に一〇〇俵を加増され都合一三〇俵三人扶持、新規永々御目見以上として譜代旗本に列した。同一一年二月二〇日には勘定吟味役に昇進、同二五布衣の格式を得た。天保六年一〇月、勘定吟味役に任中に没した(小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第二巻、東洋書林、一九九七年、による)。

(85) 注78前掲、『新島村史』、三二〇頁。

(86) 注33前掲、『天文方代々記』のうち足立信頭履歴。

(87) イギリス軍艦アラザース号(ゴールドン艦長)の来航(五月二三日〜二一日)。

(88) イギリス捕鯨船サラセン号の来航(四月二八日〜五月八日)。

(89) いわゆる大津浜事件(イギリス捕鯨船員の上陸、五月二八日〜七月一日)。

(90) 鈴江英一「史料紹介」従伊屋迄明細下書 文久元年改下(『松前藩と松前』六、一九七四年)三〇〜三二頁。

(91) 佐々木利和「蝦夷通詞について」(『北方言語・文化研究会編『民族接触…北の視点から』六興出版、一九八九年/佐々木、注8前掲『アイヌ史の時代へ』に収録)二三八頁、谷本晃久「蝦夷地「場所」三役——支配を請け負う商人手代——」(『斎藤善之編『身分的周縁と近世社会2 海と川に生きる』吉川弘文館、二〇〇七年)一九一〜一九二頁。

(92) 熊次郎は馬場・足立・村上とともにゴロヴニンから洋書を贈られているが、その解説・研究はその後天文方高橋役所の役務となっている。このことに関連して最近、ワシリー・シェブキンが蝦夷地や漂流民を介した「北方ルート」で日本の典籍や地図がシベリアからヨーロッパ・ロシアへ齎されたことの意義を検討する仕事を進めており、注目される(シェブキン「長崎に限らない——18〜19世紀に近世日本からロシアへ渡る古書の諸経路について——」(EAJRS日本資料専門家欧州協会編『第二七回EAJRSプラレスト大会予稿集』同会、二〇一六年)三〇頁)。

(93) 北の「異国境」の意義については、谷本晃久「近世の蝦夷」(藤井讓治編『岩波講座日本歴史』第一三巻近世四、岩波書店、二〇一五年)第五節で、若干の整理をおこなっている。また、菊池勇夫「寛政アイヌ蜂起と「異国境」」(同『十八世紀末のアイヌ蜂起——クナシリ・メナシの戦い』サツポロ堂書店、二〇一〇年)の指摘も参照。

(94) 谷澤、注21前掲「村上貞助について」。

蝦夷通詞・上原熊次郎の江戸

謝辞 本稿の執筆にあたっては、佐々木利和先生から多くの御教唆を辱くするとともに、谷澤尚一氏による「蝦夷語集序」の翻刻草稿を提供して頂いた。また、史料の閲覧に際しては、国立公文書館ならびに本学附属図書館北方資料室の御高配に預かった。新島村博物館の富田克哉氏ならびに明治大学文学部の野尻泰弘氏にも、多大なお手数をおかけした。記して感謝申し上げます。なお、本稿作成にあたり、科学研究費の助成を受けた研究プロジェクト「在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」（代表保谷徹、研究課題／領域番号26220402）で得られた成果を活用した。

付記 本稿「六」で主題とした上原熊次郎「蝦夷語集」（七巻四冊）については、北海道大学アイヌ・先住民研究センター古文書プロジェクト報告書3『国立公文書館内閣文庫所蔵「蝦夷語集」元・亨』（同センター、二〇一七年）ならびに同プロジェクト報告書4『国立公文書館内閣文庫所蔵「蝦夷語集」利・貞』（同センター、二〇一八年）として、佐々木利和・谷本晃久の編により影印・翻刻版が刊行予定である。併せて参照されたい。